

返 戻 金 制 度 に つ い て

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還を致します。

- (1) 入社日以後1ヶ月未満の場合は紹介手数料の80%を返還するものとする
- (2) 入社日以後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合は紹介手数料の50%を返還するものとする
- (3) 入社日以後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合は紹介手数料の10%を返還するものとする

ただし、派遣期間を経てから直接雇用に移った場合には、この返戻金制度は適用いたしません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。